

日本集中治療医学会東海・北陸支部
支部名誉会員選出に関する申し合わせ

1. 支部名誉会員となることのできるものは、次の各項に掲げるすべての基準を満たし、原則として65歳以上のものとする。
 - 1) 東海・北陸支部(旧地方会も含む)の学術集会会長を経験したもの
 - 2) 東海・北陸支部運営委員あるいは支部連絡協議会メンバーを経験したもの
 - 3) 東海・北陸支部(旧地方会も含む)の発展に貢献したもの
2. 支部長が期日を指定して所定の様式により支部名誉会員の推薦を受け付けるものとする。
所定の様式は次のものとする。
 - 1) 現運営委員あるいは支部連絡協議会メンバー1名からの推薦書(日本集中治療医学会の書式に準ずる)
 - 2) 被推薦者の署名または捺印入り履歴書(日本集中治療医学会の書式に準ずる)
 - 3) その他、支部長が指定する書類
3. 支部長は、支部運営委員会の議を経て、支部事業計画のなかで日本集中治療医学会理事会へ報告する。

付則 この申し合わせは、2017年6月23日から施行する